

令和 8 年度袋井市障害者就労施設等が供給する物品等の調達方針

(趣旨)

第 1 条 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、住宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者

障害者基本法（昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号）に定める障害者をいう。

(2) 障害者就労施設

障害者就労施設とは、次に掲げる施設をいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター又は障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

イ 障害者の地域における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号以下「障害者雇用促進法」という。）に定める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者を多数雇用する事業所として政令で定めるもの

(3) 在宅就業障害者

障害者雇用促進法に規定する在宅就業障害者をいう。

(4) 障害者就労施設等

障害者就労施設、在宅就業障害者及び障害者雇用促進法に規定する在宅就業支援団体をいう。

(5) 地方独立行政法人

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）に規定する地方独立行政法人をいう。

(6) 静岡県内の特例子会社

別に県から示されている 22 社をいう。

(7) 対象物品等

- ア 障害者就労施設等で製造し販売する記念品や文房具・事務用品等
- イ 障害者就労施設等で請け負う草刈り作業や清掃作業等の役務提供サービス
- ウ 市内の障害者就労施設で対応可能な物品及びサービス（別表1）

（対象物品等の調達）

第3条 対象物品等の調達に当たっては、当該契約が袋井市契約規則（平成17年規則第44号。以下「規則」という。）の規定により随意契約によることができる場合にあっては、障害者就労施設等との契約に努めなければならない。

- 2 前項の規定により障害者就労施設等と契約を締結しようとするときは、なるべく2者以上の障害者就労施設等から見積書をとらなければならない。ただし、障害者就労施設等物品を調達する場合にあって、当該物品を前条第6号に定める取扱品目として登録している障害者就労施設等が1者である場合は、この限りではない。

（障害者就労施設等の登録等）

第4条 障害者就労施設等が本方針の適用を受けるに当たっては、市長が作成する障害者就労施設等一覧表への登載を必要とし、市長は、毎年登録要件を確認のうえ、障害者就労施設等一覧表を更新するものとする。

- 2 新たに、障害者就労施設等として登録を希望する者は、障害者就労施設等からの物品等調達登録申請書（様式1）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該施設の本・支店が市内に複数ある場合は、そのうち一つの事業所が代表して申請するものとする。
- 3 市長は前項の規定により登録申請を受理した場合、その内容を確認の上、その内容が障害者就労施設等としての要件を満たしていると認められる場合には障害者就労施設等に登載するものとする。

4 障害者就労施設等一覧表には次の情報を登載する。

- (1) 施設の名称
- (2) 代表者職・氏名
- (3) 所在地
- (4) 連絡先
- (5) 取扱品目・請負業務

(障害者雇用状況の確認)

第5条 前条第1項に定める登録要件の確認は、市長が、障害者就労施設等一覧表に登載されている施設に対し、障害者の雇用状況等の報告を求めることをもって行うものとする。

2 市長は前項に定める障害者の雇用状況等の報告について、必要があると認められる場合は、当該障害者就労施設等を訪問し、実地にて確認を行うものとする。

3 市長は、前項に定める確認ができるまでの間、当該障害者就労施設等一覧表への登載を保留することができる。

(障害者就労施設等の手続き)

第6条 障害者就労施設等が本方針の適用を受けるに当たっては、第2条第2項、同第4項、第5項に掲げる要件を満たすことをもって足りるものとし、申請等の手続きは必要としない。

(情報の周知及び提供)

第7条 市長は、障害者就労施設等の情報について、障害者就労施設等一覧表を市内外の各機関に周知するとともに、障害者就労施設等については情報の提供に努めるものとする。

(障害者就労施設等の公表)

第8条 市長は、登録した障害者就労施設等を「市のホームページ」において公表するものとする。

(調達目標)

第9条 市長は年度調達目標(別表2)を定め、当該年度の終了後物品等の調達実績を公表する。

(その他)

第10条 この方針に定めるもののほか、物品等の調達に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。

様式 1 (第 4 条関係)

障害者就労施設等からの物品等調達登録申請書

年 月 日

袋井市長

あて

施設の名称

代表者職・氏名

所在地

連絡先

施設等概要	障害福祉サービス事業所等	人 (内、障害者 人)
	常時使用する従業員の数	
市内本所・支所等 状況	本所等の名称及び所在地	
	支所等の名称及び所在地	
担当者	担当者の所属 職・氏名	
	電話・FAX メール	電話 () — FAX () — メール :
営業種目	サービス提供	
	物品販売	

別表 1

市内の障害者就労施設で対応可能な物品及びサービス

施設名	授産製品	受託可能な事業
ワークスつばさ 袋井市泉町 2-10-5 (生活介護、就労継続支援)	菓子パン・惣菜パン、焼菓子、 石けん、紙すき製品 (卒業証書・ 名刺・はがき・封筒等)	広報誌封入作業 トイレ等施設の清掃
なごみかぜ工房 袋井市小山 984 (就労継続支援)	パン、クッキー、ケーキ、コー ヒー、紅茶、コースター・ティ ッシュ入れ・タオル等	草刈り作業 封入作業
すずらん共同作業所 袋井市久能 2497-17 (就労継続支援)	コーヒーショップ、鍋敷き巾着 袋、ストラップ 等	
ういず 袋井市浅羽213-1 (就労継続支援)	焼菓子 等	
学び舎あいまいもこ 袋井市久能 2497-12 (就労継続支援)	パン、ワッフル、たこ焼き、 焼菓子 等	草刈り作業 清掃作業
やくわり 袋井市大野 391 (就労継続支援)	ジェラート 等	景品の封入作業 草刈作業
あきは寮 袋井市横井 233 (入所、短期、生活介護)	花苗 等	

別表 2

令和 8 年度の調達目標

令和 8 年度の調達目標は合計額 4,600,000 円とする

分類	項目	内容	調達目標
物 品	授産製品等の発注	野菜やパン等の食料品やトイレットペーパー等消耗品の購入	3,800,000円
役 務	封入作業等役務の発注	市広報紙や各種イベントのパンフレット等の封入や草刈りなど環境整備作業等	800,000円